

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録発行機関名
住 所
代 表 者 氏 名

登録発行機関の業務規程届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

業務規程の内容